

いわて高等教育コンソーシアム推進委員会等規則

(平成21年3月16日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、いわて高等教育コンソーシアム規則第5条の規定に基づき、いわて高等教育コンソーシアムに置かれる推進委員会等に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 推進委員会等は、次に掲げる事項を実施する。

- 一 各事業の実施・運営に関すること。
- 二 推進委員会等の運営に関する重要事項

(事業)

第3条 推進委員会等は、次に掲げる事業を実施する。

推進委員会名	事業内容
単位互換・高大連携推進委員会	・単位互換の推進 ・遠隔講義の活用 ・高校生向け分野別講座の実施 ・ウインターセッションの実施 ・その他必要な事業
FD・SD連携推進委員会	・FD・SDの共同開催 ・FD・SD情報共有 ・その他必要な事業
地域研究推進委員会	・地域文化（平泉・賢治）研究の推進 ・地域スポーツの振興及び研究の推進 ・生涯学習の場の提供 ・その他必要な事業
地域人材育成推進委員会	・地域リーダー育成プログラムの開発・推進 ・コア科目（いわて学など）の開講 ・展開科目（国際教養科目など）の開講 ・国際交流の連携 ・学生による地域活性化活動の推進 ・地域医療・福祉の向上 ・その他必要な事業
附属図書館長及び実務担当者会議	・図書館の相互利用 ・その他図書館に関すること
知的資産活用検討会議 (IRUプロジェクト)	・岩手県内の知的資産の活用に関する産学官連携体制構築・支援

(組織)

第4条 各推進委員会等は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 岩手大学から選出された者
 - 二 岩手県立大学から選出された者
 - 三 岩手医科大学から選出された者
 - 四 富士大学から選出された者
 - 五 盛岡大学から選出された者
- 2 必要に応じて、放送大学岩手学習センター、一関工業高等専門学校、岩手県立大学盛岡短期大学部、岩手県立大学宮古短期大学部、盛岡大学短期大学部から選出された者が加わるものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の

任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 各推進委員会等に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進委員会等は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(庶務)

第8条 推進委員会等の庶務は、コンソーシアム事務局において処理する。

(雑則)

第9条 前五条の規定にかかわらず、第3条に掲げる知的資産活用検討会議（IRUプロジェクト）における第4条から第8条の規定については、北東・地域大学コンソーシアム岩手地域大学連携部門細則の定めるところによる。

第10条 この規則に定めるもののほか、各推進委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年8月10日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年2月7日から施行し、平成26年4月1日から適用する。